

舟橋村子育て支援モデル事業推進に係る
モデルエリア運営支援事業
募集要項

平成30年8月8日

舟橋村

—目次—

1. 事業内容に関する事項.....	1
2. 事業の目的.....	1
3. 業務範囲	1
4. 事業者の募集及び選定の方法.....	2
5. 選定の手順及びスケジュール.....	2
6. 参加資格要件	2
7. 公募手続き	3
8. 審査概要	5
別紙1 舟橋村子育て支援モデル事業推進に係るモデルエリア運営支援事業 要求水準書	
別紙2 舟橋村子育て支援モデル事業推進に係るモデルエリア運営支援事業 企画提案書作成要領	
別紙3 舟橋村子育て支援モデル事業推進に係るモデルエリア運営支援事業 審査基準	

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

舟橋村子育て支援モデル事業推進に係るモデルエリア運営支援事業（以下、「本事業」という。）

(2) 履行期間

契約締結の日から平成33年3月31日

ただし、平成30年度、平成31年度及び平成32年度は、年度ごとに契約を締結する。平成30年度の業務については、履行期間を平成31年3月31日までとする。平成31年度、平成32年度の業務については、各年度における地方創生推進交付金の交付決定額を踏まえ、各年度予算案が村議会で議決されることを条件としており、当該予算案が否決・変更等となった場合には、村が委託の中止または委託内容を変更することがある。その場合の損害については、村は損害の補てんまたは賠償の責任を負わないものとする。

(3) 提案限度価格

平成30年度 5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。平成31年度以降の契約額については、各年度における地方創生推進交付金の交付額を踏まえ、協議の上決定する。

2. 事業の目的

舟橋村（以下、「村」という。）は、急激な人口増により核家族割合が高く地域のコミュニティが大きく変化し、村民同士の交流が希薄化するなど、様々な問題が顕在化しつつあり、平成25年以降、人口減少への対策等のため、「子育て共助のまちづくり」を標榜し、各種取組を進めているところである。そこで村では、京坪川河川公園隣接地を「子育て共助のまちづくり」モデルエリアと位置づけ、村への子育て世代転入と出生率向上及び県内企業の仕事創出を目的に、都市公園の拡張、認定こども園、子育て支援賃貸住宅の整備を行ってきたところである。本年度は、モデルエリアの関係主体を構成員とするモデルエリアマネジメント協議会（仮称）を設立し、モデルエリア内の活動をさらに推進していくことを予定している。

本事業では、モデルエリアマネジメント協議会（仮称）の設立、運営にあたって、村内、村外の多様な主体の発掘や巻き込み、エリアのまちづくりを推進するため、企画立案、各主体間の調整等を行うことを目的とする。

3. 業務範囲

本事業で選定された事業者（以下、「事業者」という。）が行う主な業務は次のとおりである。詳細は別紙1「要求水準書」参照のこと。

- ・モデルエリアマネジメント協議会（仮称）の運営支援
- ・モデルエリアまちづくり、コミュニティ創出関連業務

4. 事業者の募集及び選定の方法

村は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、参画を希望する民間事業者から本事業に対する提案を広く公募する。

事業者の募集にあたっては、「公募型プロポーザル方式」を採用する。本募集にあたって提案を行う民間事業者のグループまたは単体企業（以下、「提案者」という。）のうち、審査の結果、最も優れた提案者を優先交渉権者とする。

5. 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュールは、下記のとおりとする。

時 期	内 容
平成30年8月8日	募集要項等の公表・配布
平成30年8月8日～10日	参考資料の配布受付
平成30年8月13日～17日	募集要項等に関する質問受付
平成30年8月下旬	質問に対する回答・公表
平成30年9月3日～7日	企画提案書受付期間
平成30年9月中	プレゼンテーション
平成30年9月末	事業予定者決定
平成30年10月頃	契約締結

6. 参加資格要件

（1）参加者の構成等

提案者は、各事業の参加資格を有する単体の法人、若しくは、複数の法人によって構成されるグループにより応募（以下、「共同応募」という。）することができる。共同応募の場合は、構成企業のうちから代表者を定め、当該代表者が応募手続を行うこととする。1つの法人が重複して応募をすることはできない。

（2）参加資格要件

提案者は、企画提案書提出時点において次の各項の要件を満たすことが必要である。ただし、グループで参加する場合には、全ての法人が次の各項の要件を満たすこと。なお、個人による参加は不可とする。ただし、個人に対する再委託を行うことは妨げない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により

一般競争入札への参加を制限される者及び同条第2項1から6号に該当する者でないこと。

- ② 経営不振の状態（破産手続き、会社更生手続き若しくはその他類似の手続開始の申立がなされたとき、特別清算手続若しくは会社整理手続が開始されたとき、手形取引停止処分がなされたとき）でないこと。
- ③ 地方税、国税の滞納のないもの
- ④ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当しないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- ⑤ 事業提案の実施に必要な知識、経験、資格、技術力、資金及び社会的信用をすべて備えているもの。
- ⑥ 本業務に関与する次に示す者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - ・ デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社
 - ・ 株式会社日本能率協会総合研究所

7. 公募手続き

(1) 募集要項等に関する事項

① 募集要項等

募集要項等の告示は平成30年8月8日（水）に舟橋村のホームページに掲載する。本募集要項等についても同様にホームページにおいて公表し、紙面による配付は行わない。

② 参考資料の配布

提案者のうち、参考資料の配布を希望する者は、参考資料の配布を受けることができる。ただし、当該参考資料は、本公募プロポーザルにのみ活用するものとし、その他目的には利用しないものとする。

- ・ 参考資料1「平成29年度・子育てコミュニティの担い手育成支援業務・報告書」成果報告書

(ア) 受付期間

平成30年8月8日（水）から8月10日（金）午後5時（必着）

(イ) 受付方法

参考資料の配布希望者は「参考資料配布申込書」（様式1-1）に必要事項を記入

の上、上記受付期間内に電子メールにて送付すること。

(ウ) 提出先

舟橋村生活環境課

(エ) 提出先メールアドレス

kankyo@vill.funahashi.toyama.jp

③ 募集要項等に関する質問及び回答・公表

本募集要項等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

(ア) 受付期間

平成30年8月13日(月)から8月17日(金)午後5時(必着)

(イ) 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書」(様式1-2)に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。

(ウ) 提出先

舟橋村生活環境課

(エ) 提出先メールアドレス

kankyo@vill.funahashi.toyama.jp

(オ) 回答の公表(予定)

質問に対する回答は、平成30年8月下旬に舟橋村のホームページで公表する予定である。(舟橋村HP <http://www.vill.funahashi.toyama.jp/>)

(2) 企画提案書の提出

提案者は、別紙2「企画提案書作成要領」のとおり企画提案書を作成の上、提出すること。

① 企画提案書等の郵送等による提出

(ア) 提出物

- ・ 応募表明書(様式2-1) 1部
- ・ 企画提案書(紙印刷・綴じ) 正本1部、副本5部
※ 副本には、社名を記載しないこと。
- ・ 価格見積書 1部
- ・ 上記のPDFデータ(CD-R、DVD-R等。ただし、USBでの提出は認めない) 1式
- ・ 会社概要(既存パンフレット等代用可) 1部
- ・ 参加資格要件を証明する資料(商業登記簿謄本、直近1か年の決算書、納税証明書(法人税、消費税、法人県民税、法人事業税)の写し) 各1部
※ 共同応募をする場合には、全構成員のもの

(イ) 受付期間

平成30年9月3日(月)から9月7日(金)午後5時(必着)

(ウ) 提出先

舟橋村生活環境課

(エ) 提出方法

提出先に郵送又は直接持参すること。ただし、郵送等直接持参しない場合は必ず電話での到着確認を要すること。なお、持参の場合、午前9時から午後5時までの間とする。

② 企画提案書の作成要領

別紙2「企画提案書作成要領」に従い作成すること。

③ 提案にあたっての留意事項

(ア) 本募集要項等の承諾

提案者は、本募集要項等の記載内容を承諾の上、提案すること。

(イ) 費用負担等

企画提案書の作成及び提出等に関し必要な費用は、すべて提案者の負担とする。

(ウ) 著作権

本事業に関する企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他村が必要と認める時には、村は企画提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(エ) 村からの提示資料の取り扱い

村が提供する資料は、本公募プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

(オ) 企画提案書等の変更禁止

企画提案書提出後、原則企画提案書等の変更はできない。

8. 審査概要

審査の結果、最も優れた提案者を優先交渉権者とする。審査にあたっては、中立かつ公正な事業者選定が行われるよう意見聴取を行うことを目的として、選定委員会を設置する。

選定委員会は、別紙3「審査基準」に従い、選定・評価基準に基づき審査をし、優先交渉権者を決定する。提案者が1者のみの場合でも有効とするが、審査の結果評価点60点を下回った場合には、優先交渉権者を選定しないことがある。

(1) 選定方法

評価・選定は次の手順で行うものとする。

① 企画提案書審査

提案書審査の結果、以下に該当する提案者は、失格とする。

- (ア) 参加資格を満たさない提案者
- (イ) 提案限度価格の上限を超える価格提案を提案した提案者
- (ウ) 村の示す要求水準に合致しない提案を行った提案者
- (エ) 虚偽記載または明らかに実現が不可能な提案を行った提案者

また、企画提案書審査ではプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの詳細は、提案者に対して別途連絡する。

② 優先交渉権者の決定

村は、選定委員会の報告を受け、優先交渉権者及び次点者を決定する。

(2) 契約協議

村は、優先交渉権者との間で契約協議を行い、協議が整わない場合や優先交渉権者が辞退した場合は、次点者が優先交渉権者に繰り上がるものとする。

(3) 結果の公表

選定の経過及び結果は、村のホームページ等で公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

(4) 契約締結

優先交渉権者との協議が調った後、優先交渉権者との間で平成30年度事業に係る仮契約を締結する。村が議会にて承認を得た後、優先交渉権者と本契約を締結するものとする。また、平成31年度以降の事業については、各年度における地方創生推進交付金の交付額の決定後、随意契約にて契約を締結する予定である。

本事業に関する村の担当部署

〒930-0295

富山県中新川郡舟橋村仏生寺55

舟橋村生活環境課 工藤、林

TEL: 076-464-1121 (代表) FAX: 076-464-1066

メールアドレス: kankyo@vill.funahashi.toyama.jp

舟橋村子育て支援モデル事業推進に係るモデルエリア運営支援事業 要求水準書

1. 目的

舟橋村（以下、「村」という。）は、急激な人口増により核家族割合が高く地域のコミュニティが大きく変化し、村民同士の交流が希薄化するなど、様々な問題が顕在化しつつあり、平成25年以降、人口減少への対策等のため、「子育て共助のまちづくり」を標榜し、各種取組を進めているところである。そこで村では、京坪川河川公園隣接地を「子育て共助のまちづくり」モデルエリアと位置づけ、村への子育て世代転入と出生率向上及び県内企業の仕事創出を目的に、都市公園の拡張、認定こども園、子育て支援賃貸住宅の整備を行ってきたところである。本年度は、モデルエリアの関係主体を構成員とするモデルエリアマネジメント協議会（仮称）を設立し、モデルエリア内の活動をさらに推進していくことを予定している。

本事業では、モデルエリアマネジメント協議会（仮称）の設立、運営にあたって、村内、村外の多様な主体の発掘や巻き込み、エリアのまちづくりを推進するため、企画立案、各主体間の調整等を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) モデルエリアマネジメント協議会（仮称）の運営支援

- ・ 本年度設立を予定しているモデルエリアマネジメント協議会（仮称）構成員と協議の上、年間スケジュールを策定し、運営支援を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、本事業と同時に募集を行う「舟橋村子育て支援モデル事業推進に係るICT活用推進事業」の受託者と緊密に連携し、当該事業にて制作するアプリケーション等を積極的に活用すること。
- ・ モデルエリアマネジメント協議会（仮称）の定例会（月1回程度を想定）を開催、運営すること。
- ・ モデルエリアマネジメント協議会（仮称）の構成員が企画立案する各種イベント、取組について支援を行うこと。
- ・ 平成31年10月に供用開始予定である子育て支援賃貸住宅について、施設の運営条件の検討、広報や入居者募集等に係る取組方針について、平成30年度内にモデルエリアマネジメント協議会（仮称）にて協議、検討を行い、村の設置条例制定に係る支援を行うこと。また、平成31年度以降、子育て支援賃貸住宅の広報や入居者募集に係る支援を行うこと。
- ・ モデルエリアマネジメント協議会（仮称）にて、モデルエリア内の施設利用に係る共通ルールについて協議を行い、共同イベント等の企画立案、実施等の支援を

行うこと。

- ・平成33年度以降、協議会の自立的な運営を見据えた運営支援を行うこと。

(2) モデルエリアまちづくり、コミュニティ創出関連業務

- ・「子育て共助のまちづくり」に係る村内関係者（子育て支援センター、お※（おこめ）食堂、自治会等）の取組みについて支援を行うこと。
- ・村内における地域リーダー候補者をモデルエリアにおける各種取組に積極的に参画させ、育成すること。なお、業務の実施にあたっては、本事業と同時に募集を行う「舟橋村子育て支援モデル事業推進に係るICT活用推進事業」の受託者と緊密に連携すること。
- ・モデルエリアマネジメント協議会（仮称）及び県内ハウスメーカー等が進める「戸建て住宅開発誘導地区」におけるまちづくりの方針検討支援を行うこと。

3. 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策について

- ・本業務で取り扱う個人情報の収集については個人情報等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じること。

4. 権利の帰属

- ・本業務において制作した最終成果物の著作権は、村が有するものとする。

5. 成果物

納品物及び添付品は以下のとおりとする。なお、成果物は、平成30年度契約分、平成31年度契約分、平成32年度契約分についてそれぞれ作成し、納品すること。

- ・事業報告書 1部
- ・事業報告書（電子データ） 1部
- ・その他業務実施にあたっての作成した成果物 1部

**舟橋村子育て支援モデル事業推進に係るモデルエリア運営支援事業
企画提案書作成要領**

提案者は、村が実施する「子育て共助のまちづくり」に係るコンセプト及びこれまでの取組み、別紙1「要求水準書」の内容を十分に踏まえた上で、本作成要領に従い企画提案書を作成すること。企画提案書の作成にあたっては、図表を適宜使用するなど、見やすく明確な企画提案書とすること。

1. 企画提案書

提案者は、次に定める項目の順で、任意様式により企画提案書を作成、提出すること。なお（4）及び（5）の業務については、平成30年度、平成31年度及び平成32年度の各年度において、どのような取組みを行うかについて提案すること。

（1） 基本方針

- ・ 本事業を実施するにあたっての基本方針、コンセプト
- ・ 要求水準書に掲げる目的、業務内容を達成するための考え方
- ・ 平成30年度業務、平成31年度及び平成32年度業務において達成されるべきKPI（Key Performance Indicator：業績評価指標）の提示、当該KPIを達成するための方策

（2） 事業実施体制

- ・ 事業実施体制
- ・ 会社における類似実績

（3） 事業スケジュール

- ・ 業務実施計画・工程表の策定（平成30年度、平成31年度及び平成32年度、それぞれの業務実施計画を策定すること）

（4） モデルエリアマネジメント協議会（仮称）の運営支援

- ・ 協議会構成員の協議、取組みを活発化させるための工夫
- ・ 子育て支援賃貸住宅の運営条件、広報、入居者募集に係る工夫・アイデア
- ・ モデルエリアにおける共同イベント等の企画等に係る工夫・アイデア

（5） モデルエリアまちづくり、コミュニティ創出関連業務

- ・ 多様な主体を巻き込むための工夫・アイデア

- ・ 地域リーダー発掘、育成の方針
- ・ 「戸建て住宅開発誘導地区」のまちづくり方針検討の考え方

(6) その他提案

- ・ その他、本事業の実施にあたっての創意工夫等

2. 価格見積書

要求水準書及び企画提案書の内容を踏まえ、平成30年度の各業務について、価格見積書及び内訳書を提出すること。(平成31年度以降の価格見積書は提出を求めない)

3. 企画提案書策定にあたっての留意事項

企画提案書は、A4版横書き、文字フォント10.5ポイント以上(ただし、図表内の文字についてはこの限りではない。)、左綴じとし、下部にページ番号をふること。

正本1部、副本5部を提出し、副本には、社名等は記載しないこと。

舟橋村子育て支援モデル事業推進に係るモデルエリア運営支援事業
審査基準

評価項目		評価の視点	配点		
基本方針		<ul style="list-style-type: none"> 「子育て共助のまちづくり」において、村が掲げるコンセプトを理解しているか 要求水準書に定められた目的や業務内容を踏まえ、実現性、具体性のあるKPIが定められ、当該KPIを達成するための具体的な取組み、工夫が提案されているか 	15		
業務実施体制		<ul style="list-style-type: none"> 業務を遂行するために必要な体制が構築されているか 類似実績は豊富であるか 	5		
事業スケジュール		<ul style="list-style-type: none"> 無理のない業務実施計画、工程が計画されているか 	5		
業務内容に係る提案	モデルエリアマネジメント協議会（仮称）の運営支援	協議会運営	<ul style="list-style-type: none"> 将来に向け、協議会の自律運営に向けた取組が提案されているか 協議会における関係主体の協議、取組みを活発化させるための実効性のある工夫が提案されているか 	20	
		子育て支援賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> 実現性のある運営条件が提案されているか 魅力ある広報、入居者募集に係る工夫・アイデアが提案されているか 	15	
		共同イベント等の企画等	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある共同イベント等の企画に係る工夫・アイデアが提案されているか 将来に向け、協議会の自立運営に向けた取組が提案されているか 	10	
		「子育て共助のまちづくり」の各種取組の推進	多様な主体の巻き込み	<ul style="list-style-type: none"> モデルエリアの取組みについて、多様な村内関係者の参加を促す工夫・アイデアが提案されているか 地域リーダーの発掘、育成にあたって、具体的な提案がなされているか 	15
			「戸建て住宅開発誘導地区」のまちづくり方針検討	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり方針検討に向けた協議会での検討内容について具体的に提案がなされているか 	5
		その他提案	<ul style="list-style-type: none"> その他、有益な提案があれば加点する 	5	
見積価格		<ul style="list-style-type: none"> 見積価格について定量的に評価する 	5		
合計			100		